

妊娠・出産でもらえるお金事情

妊娠・出産は病気ではないので、健康保険が適用されず、妊産婦健診や出産などで支払う

医療費は全て自己負担となります。合計すると数十万円以上という

まとまったお金が必要となりますが心配は無用。健康保険に加入していれば、

妊産婦健診や出産の経済的負担が軽減されます。どんな制度があるのかチェックしておきましょう。



妊産婦健康 診査費用

妊産婦健康診査の費用を公費負担により受診できます。各自治体によって公費負担の内容は異なります。各市町窓口にて妊娠届出書を提出すると、妊産婦健康診査の受診票が交付されます。健診の際は必ず医療機関に持参しましょう。

出産育児 一時金

ママが加入している健康保険から出産育児一時金として、子ども一人につき**42万円**※が支給されます。受け取る方法は基本的に2つ。病院に直接支払われ、退院時に出産費との差額のみを自分で支払う「直接支払制度」と、出産費を自分で支払った後、自分で受け取る「産後申請方式」があります。パパの扶養に入っている場合は、パパの健康保険で申請手続きをするため、勤務先の担当窓口や健康保険組合・共済組合の窓口で手続きをしてもらいましょう。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関の場合や在胎週数22週未満の出産の場合は最大40万4千円。

高額療養費

切迫流産・早産、帝王切開などで医療費が多額になった場合は、保険が適用されます。病院で支払った1か月の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額が戻ってきます。退院後、加入している健康保険の担当窓口にて申請しましょう。入院前に限度額適用認定証の交付を受けることで、病院への支払いを限度額までとする方法もあります。

※負担額の上限は年齢や所得によって異なる。

出産手当金

出産・育児のためにママが休職・休業したときに支給されます。社会保険に1年以上加入していることが条件です。産前(出産予定日の6週間前、多胎の場合は14週間前)から、産後(出産の翌日から8週間まで)の産前産後休暇期間に、出産手当金として、社会保険から賃金の約3分の2が支給されます。ただし、休んだ期間にかかる分として、出産手当金の額より多い報酬が支給される場合は、出産手当金は支給されません。出産後の産休開始から2年以内に会社に申請しましょう。

その他の 経済的支援

妊娠を理由にママが会社を退職した場合、失業給付金の受給期間を延長できます。また、経済的な理由などで、出産のための入院費や分娩費用が用意できない人のために助産費用を援助する制度もあります。